

掛川市告示第26号

掛川市在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱（平成17年掛川市告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月9日

掛川市長 松井三郎

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、「在宅ねたきり老人等」とは、在宅のねたきり老人若しくは認知症老人又は重度心身障害者のうち、次に掲げる者をいう。

- (1) 申請時において65歳以上の者で、ねたきりで歩行、食事、排泄、入浴その他日常生活に支障があると認められるものであって、当該年度分（4月から7月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市民税が非課税であるもの
- (2) 申請時において65歳以上の者で、知的機能が著しく低下した症状をもつと認められるものであって、当該年度分の市民税が非課税であるもの
- (3) 申請時において65歳以上の者で、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）において要介護4以上の認定を受けているものであって、当該年度分の市民税が非課税であるもの
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の表1級及び2級に該当する身体上の障害があると判定されたもの
- (5) 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が同規則第6条の規定によりAと判定されたもの
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの

第8条の見出しを「（資格の喪失等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、対象者が第2条に規定する要件を備えなくなつたと認めるときは、支給の承認を取り消し、在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成承認取消通知書（様式第5号）により受給者に通知するものとする。

様式第1号を次のように改める。

在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
 氏 名 ⑩
 申請者
 電話番号
 対象者との続柄

紙おむつの購入費の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、引換券の交付決定のため、申請事項及びその他の個人情報等について、市長が確認することに同意します。

対象者	住所					
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	状態	<input type="checkbox"/> 身体障害者（身体障害者手帳 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（療育手帳 A） <input type="checkbox"/> 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1級） <input type="checkbox"/> 65歳以上の者（要介護度 ）				
家族構成	氏 名	対象者との続柄	年 齢	氏 名	対象者との続柄	年 齢
対象者の心身の状況						

（注）

- 1 対象者の状態の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。
- 2 対象者の心身の状況の欄は、対象者が65歳以上の者に該当する場合に限り、対象者の容態、家族（申請者を含む。）の介護の状況等を記入してください。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第8条関係）

在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成承認取消通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

紙おむつの購入費の助成について、次のとおり承認を取り消すので、通知します。

対象者	住所		
	氏名		年 月 日（ 歳）
取消理由			
備考			

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
- 3 この告示を実施するために必要な手続、準備その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。